

# 資料除籍基準

平成 18 年 1 月 11 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

## 第 1 目的

この資料除籍基準は、五所川原市立図書館が所蔵する資料の除籍に関して必要な基準を定めることを目的とする。

## 第 2 基本方針

- (1) 書架の合理的な利用を図るため、利用価値を失った資料を除籍することで資料の更新を行い、所蔵資料の状態を明確にするとともに、有効で新鮮な蔵書構成を維持する。
- (2) 市民の知的要求に応える多様な蔵書構成を維持するため、資料の除籍を行う。
- (3) 除籍に当たっては、思想、宗教、党派等の立場や関心、好みにより、特定の資料を不当に排除しない。

## 第 3 除籍の対象資料及び基準

除籍の対象とする資料及び基準は、次のとおりとする。

### 【亡失、不明資料】

- (1) 利用者が亡失した資料のうち、主に絶版等により同一の品で弁償が不可能となったもの。
- (2) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず、貸出時から 3 年以上が経過し回収不可能となっているもの。
- (3) 災害その他の不可抗力の事故によるもの。
- (4) 蔵書点検の結果、引き続き 3 回以上所在不明となっているもの。

### 【汚損、破損資料】

- (5) 汚損、破損等が甚だしく、修理不能又は修理・製本する価値がないもの。
- (6) 利用者が汚損、破損した資料のうち、主に絶版等により同一の品で弁償が不可能となったもの。

### 【不要資料】

- (7) 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、内容の価値が失われているもの。
- (8) 新版、改版等の入手により、資料価値が失われているもの。
- (9) 複本があり、利用が少なく、保存する必要がないと認められるもの。
- (10) 受入れ後 10 年を経た資料で、利用がなくなると認められるもの。
- (11) 新聞・雑誌等の逐次刊行物で、保存年限を経過したもの。  
新聞：東奥日報（製本版、縮刷版 CD-ROM・DVD） 永年保存  
その他 保存年限 1 年  
雑誌：保存年限 1 年
- (12) その他図書館長が特に必要であると認めたもの。

## 第 4 除籍対象外の資料

次に掲げる資料は、原則として上記【不要資料】の選定対象から除外する。

- (1) 郷土資料
- (2) 参考図書
- (3) 各分野の基礎的な全集類
- (4) 品切れ、絶版等により、入手困難で資料的価値のあるもの。

(5) 類書がない、又は極端に少ないと認められるもの。

(6) その他図書館長が特に必要であると認めたもの

#### 第5 資料除籍の方法

除籍資料の選定は、この基準に基づき図書館司書による「選書会議」の審議を経て図書館長が選定し、教育部長が決定する。

#### 第6 選定資料の取扱い

(1) 選定した資料は、決定までの間、所在を明確にするため、図書館資料管理システムの所蔵状態を「除籍前」に変更し、書庫の所定の場所へ配置するものとする。

(2) 除籍が決定した資料は、それぞれの除籍理由のとおり図書館資料管理システムの所蔵を除籍状態へ変更する。

(3) 全ての除籍資料は、譲渡せず適切に廃棄処分する。

#### 第7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。